

育児休業取得環境整備 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2019年 4月 1日～2023年 3月31日までの 4年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産前産後休暇中や育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 2019年 4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 2019年 5月～ 制度に関する就業規則等を抜粋し職員に配布

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

<対策>

- 2019年 4月～ 管理職へのアンケート調査による実態把握
- 2019年 5月～ 研修内容の検討
- 2019年度～ 研修の実施

子供・子育てに関する地域貢献活動 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2019年 4月 1日～2023年 3月31日までの 4年間

2. 内容

目標1：地域の子どもの施設見学の受け入れを行う。

<対策>

- 2019年 4月～ 受け入れ体制について検討開始
- 2019年 5月～ 受け入れを行う施設や部署への説明及び体制作り
- 2019年 5月～ 関係行政機関、学校との連携
- 2019年 6月～ 職員への周知及び広報誌などによる取組の周知
- 2019年 7月～ 施設見学の受け入れ開始